

大阪府国際課後援名義使用等承認基準（H29.6.1）

国際交流関係の事業について、主催者から本府の後援名義等の使用承認又は知事賞交付の申請のあったときは、下記の基準により、審査を行います。

審査基準

① 主催者についての審査基準

- ・官公庁
- ・地方公共団体
- ・公共的団体及びこれに準ずる団体
- ・公益法人及びこれに準ずる団体
- ・その他国際化、国際交流の推進に著しく貢献した実績のある団体等

※営利を目的とする団体は原則として避けること

※政治的又は宗教的な普及・宣伝活動を行う団体及び暴力団員又は暴力団密接関係者が構成員である団体は除く。

② 事業内容についての審査基準

後援名義の使用承認等を受ける事業の内容は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものであること。

- (1) その目的が明らかに国際化、国際交流の推進に寄与するもので、公益性があるものであること。
- (2) 本府の国際交流行政の施策に合致するものであること。
- (3) 不特定多数が参加できるものであること。
- (4) 営利を主たる目的とするものでないこと。
- (5) 事業実施に際しては、金品寄附、援助、事業参加等を強要しないこと。
- (6) 事業実施に際しては、承認された事業以外の事業や承認された事業と関係のない特定団体の活動を、本府が後援していると府民に誤解を与えるような活動を一切行わないこと。
- (7) 主催者の存在及び基礎が明確で事業遂行能力が充分であると判断されるものであること。
- (8) 役員、その他事業関係者が信用し得るものであること。
- (9) 入場料等など、主催者が経費を徴収するものにあつては、一般的基準とかけ離れたものでないこと。
- (10) 開催、開設の場所は、公衆衛生、災害防止について、十分な設備及び措置が講じられていること。
- (11) 政治的又は宗教的な普及・宣伝に利すると受け取られるものでないこと。
- (12) 暴力団の利益になり、又はそのおそれがあると認められるものでないこと。
- (13) 知事賞の交付については、審査基準（審査の視点・選考方法など）及び審査委員が明らかであること。
- (14) その他、後援名義の使用を承認することが不適當と認められないこと。